

自治会ハンドブック



高砂市連合自治会

令和6年度版

目 次

第1章 自治会の役割と組織

1-1	自治会とは	1
1-2	自治会の役割	1
1-3	自治会の組織図（例）	2
1-4	自治会員・自治会役員の役割	2
1-5	高砂市連合自治会	3
1-6	地区連合自治会	3
1-7	単位自治会	3

第2章 自治会の運営

2-1	役員等の選出方法と任期	5
2-2	自治会の会計処理	5
2-3	自治会の業務の「見える化」	5
2-4	自治会員の募集	6
2-5	個人情報を取り扱うときの注意事項	8
2-6	デジタル技術の導入	9
2-7	持続可能な自治会活動に向けて	11
2-8	自治会へのコミュニティ活動備品の貸出	12
2-9	自治会の防火安全対策	13
2-10	自治会活動保険	13

第3章 認可地縁団体制度

3-1	自治会の法人化	14
3-2	認可地縁団体の性格	14
3-3	法人化のメリット・デメリット	15
3-4	認可の要件	15
3-5	認可申請手続の流れ	16
3-6	認可申請書類	17
3-7	認可後の各種手続	17
3-8	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	20
3-9	認可の取消と解散	21
3-10	認可地縁団体制度の見直し（地方自治法等の改正）	21

第4章 資料集

4-1	自治会に関する情報の発信	24
4-2	市から自治会等へのご案内	24
4-3	自治会等を対象とした補助金制度	25
4-4	高砂市の業務一覧	28
4-5	高砂市まちづくり出前講座	30
4-6	高砂市AED設置公表施設	32
4-7	自治会なんでもQ&A	32

第1章 自治会の役割と組織

1-1 自治会とは

一定の区域において、住民が自主的に組織する任意の団体です。地域内の全世帯が入会することが望ましいです。地域内の事業所等が、賛助会員として入会する場合があります。

1-2 自治会の役割

自治会は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織で、住民の皆さんが協力して、地域の安全・安心に取り組むとともに、住民の親睦を図り、住みよいまちづくりを築いていくために活動しています。

地域の皆さんに入会を呼びかける際には、以下の自治会活動の役割をしっかりと伝えることが重要です。

1 地域での人と人との支え合い

- ・「向こう三軒両隣」「互近助づきあい」のつながり、必要なときに支え合う身近な顔が見える関係づくりの場

2 防災訓練などの地域での体制づくり

- ・災害に備えた定期的な防災訓練の実施や非常時に必要となる物資の常時保管・管理

3 安全・安心な地域づくり

- ・防犯カメラの設置・維持管理、防犯パトロールなどを通じた安全・安心に生活できる環境づくり

4 行政からの情報提供

- ・自治会へ送付される市やその他行政機関からのお知らせなどの情報を回覧・掲示

5 子どもや高齢者の見守り

- ・子どもや高齢者の見守り活動などを通じて、住民がお互いに助け合い、安心して暮らせる環境づくりの維持・改善を図る

6 地域の環境美化

- ・ごみ拾いや清掃などの美化活動を協力して行い、生活環境の維持・改善を図る

7 行事・レクリエーションなどのイベント開催

- ・夏祭りの開催や各種サークル活動などを通じて、住民同士の交流を深め、より良い人間関係を構築するの維持・改善を図る

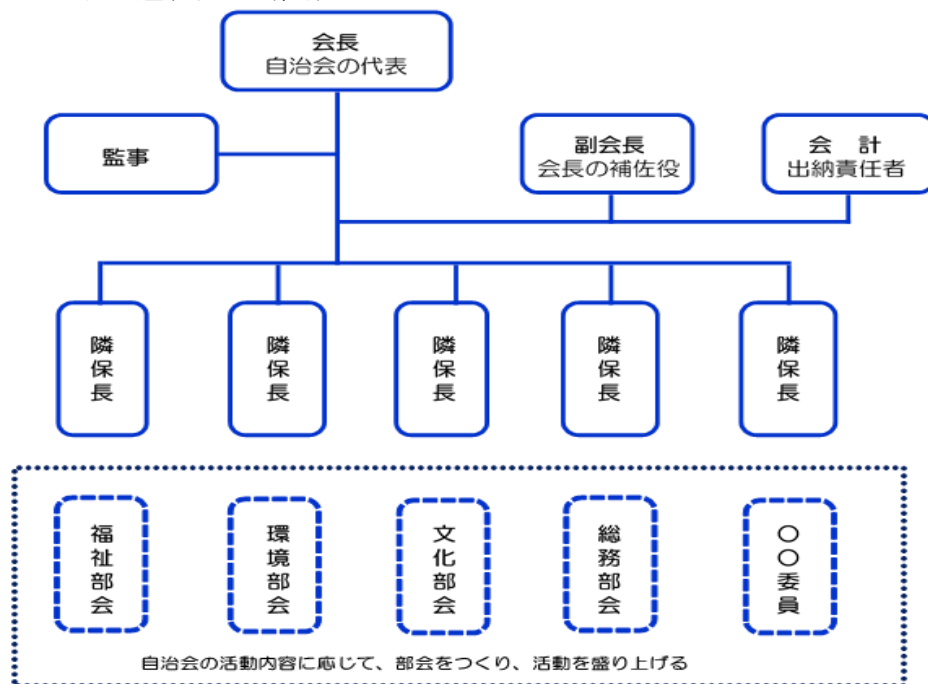
8 地域資源の保護・伝承

- ・地域にある固有の伝統、文化や自然などの資源を守り、次世代につなぐなど、魅力ある地域づくり

9 地域の課題への取組

- ・個人では解決できない地域の課題を地域住民が一緒になって考え、必要に応じて行政と連携し解決に努める

1-3 自治会の組織図（例）



※隣保長を、「組長」「班長」とする自治会もあります。自治会により様々です。

1-4 自治会員・自治会役員の役割

自治会は地域の公共的な団体であり、一人ひとりがまちを大切にする心、思いやりの心をもって協力することが、ふれあいのあるより良い地域社会づくりにつながります。

また、自治会の活動は一部の役員だけの活動であってはなりません。各会員が自治会の目的実現のためにできることを行い、それぞれの役割に応じて活動に参加することが求められます。会長が司令塔となり、みんなで協力すれば、一人ひとりの負担も少なくてすみ、やり遂げた時の喜びや達成感も分かち合うことができます。

会員の親睦と、活発な自治会活動を進めるうえで、その中心となる自治会長やその他の役員の方々には次のような役割が求められます。

役割を分担し、みんなで
協力をする

- 一人で抱え込まずに、みんなで役割を分担することが大切です。それぞれの得意分野で互いに協力しましょう。また、役員の交代があった場合は、引継ぎを着実にやり、活動に支障がでないようにしましょう。

幅広く住民が参加できる
ような工夫をする

- 自治会活動には住民の総意が反映されなければなりません。多くの住民の参加を得るために、時にはアンケートなどで住民のニーズや関心をつかみ、創意工夫に努めましょう。

他人のプライバシーを守る

- 住民の秘密やプライバシーを知る機会も増えてきます。興味本位に口外することなく、秘密やプライバシーは必ず守りましょう。

相手の立場や考え方も尊
重して、話を聞く

- 自治会活動を進める上では民主的な運営が求められます。会員の一人ひとりが十分に話し合い、お互いを認め合い、理解し合った上での活動を心がけましょう。

自分の言動に責任を持つ

- 自治会活動は自発的な活動です。一旦引き受けたら責任を持ってやり遂げましょう。

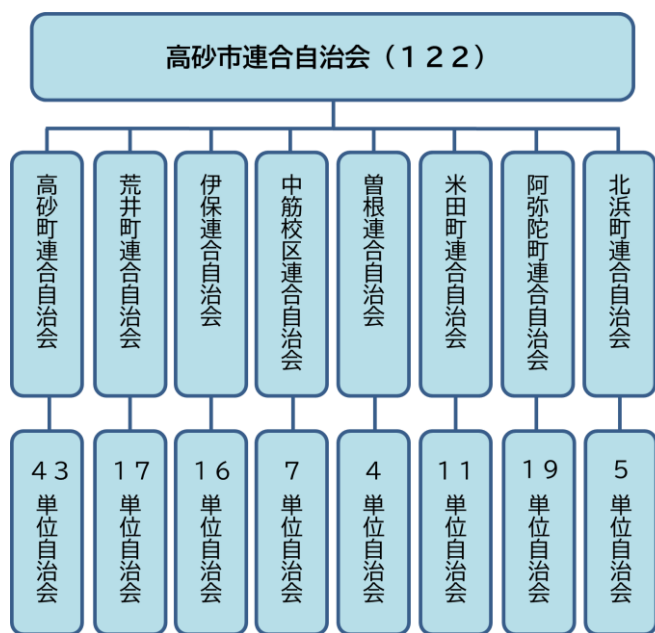
1-5 高砂市連合自治会

高砂市連合自治会は、8地区の地区連合自治会によって構成されています。

地区連合自治会の会長は、高砂市連合自治会の常任理事を兼任し、常任理事から役員を決定しています。役員は会長1人、副会長2人、会計1人、監事2人です。

高砂市連合自治会では、地区連合自治会相互の情報交換を行うとともに、行政との意見交換や、研修会の開催等も行っており、市内自治会が相互に育成発展できるために活動しています。

○高砂市連合自治会の活動



高砂市連合自治会組織図

総会（大会同時開催5月末頃） 年1回

理事会 年2回

常任理事会 年5回（臨時開催有）

新任自治会長向け研修会 年1回

普通救命講習（市内自治会会員向け）

東播磨地区自治会連合会主催行事

兵庫県連合自治会主催行事

全国自治会連合会主催行事

○市から自治会への依頼業務

市政、市の業務に関する文書の回覧、

配布依頼

広報誌「広報たかさご」全戸配布委託

市民から行政へ、または行政から市民の
連絡、周知、要望に関すること

1-6 地区連合自治会

高砂市は大まかな地区として8地区あります。それぞれの地区にある複数の単位自治会により、地区連合自治会が構成されており、単位自治会相互の親睦・調整や広域的な課題への対応等を目的として結成しています。

活動内容は地区により様々ですが、単位自治会が単独でできない規模の催しや、各自治会に共通する課題の解決等に大きな役割を果たしています。単位自治会が連携することで、より広域的な活動が可能となり、交流や情報交換も深めることができます。

1-7 単位自治会

高砂市内の単位自治会は122団体あります。また、各地区連合自治会の構成や各単位自治会の名称は次のとおりです。

高砂市の単位自治会・町内会（１２２団体）

高砂町連合自治会 (43団体)	北本町自治会	カネカ社宅自治会	北渡海町自治会
	東浜町自治会	西畑1丁目自治会	細工町自治会
	船頭町自治会	西畑2丁目自治会	鍛冶屋町自治会
	清水町自治会	西畑3丁目自治会	次郎助町自治会
	高瀬町自治会	西畑4丁目自治会	東農人町自治会
	藍屋町自治会	県営高砂鉄筋団地自治会	栄町商店街自治会
	朝日町自治会	高砂パインビレッジ自治会	農人町自治会
	宮前町自治会	南材木町自治会	鍵町自治会
	魚町自治会	南浜町自治会	ダイヤタウン高砂自治会
	大工町自治会	東宮町自治会	木曽町町内会
	釣船町自治会	戎町自治会	浜田町自治会
	狩網町自治会	西宮町自治会	松波団地自治会
	南本町自治会	田町自治会	松波町自治会
	南渡海町自治会	獵師町自治会	
	横町自治会	材木町自治会	
荒井町連合自治会 (17団体)	蓮池自治会	中町自治会	新浜自治会
	東本町自治会	千鳥自治会	若宮自治会
	御旅自治会	小松原自治会	労金荒井団地自治会
	日之出町自治会	緑丘自治会	紙町自治会
	扇町自治会	末広町自治会	小松原団地自治会
	南栄町自治会	三菱重工荒井社宅自治会	
伊保連合自治会 (16団体)	伊保東部自治会	中島自治会	県営伊保団地自治会
	伊保中部自治会	梅井自治会	竜山自治会
	西部自治会	タクマ自治会	竜山県営住宅自治会
	伊保南部自治会	古沼自治会	サンライズ高砂自治会
	高須自治会	三ノ島自治会	
	今市自治会	電源開発社宅自治会	
中筋校区連合自治会 (7団体)	中筋東自治会	時光寺町自治会	春日野団地自治会
	中筋西自治会	時光寺団地自治会	
	中筋一丁目自治会	春日野町自治会	
曾根連合自治会 (4団体)	曾根東之町自治会	曾根南之町自治会	
	曾根西之町自治会	曾根北之町自治会	
米田町連合自治会 (11団体)	米田自治会	島町内会	アーバン自治会
	米田新自治会	神爪自治会	美保里自治会
	古新自治会	米田団地自治会	中島三丁目自治会
	塩市自治会	高砂市東神爪自治会	
阿弥陀町連合自治会 (19団体)	阿弥陀町豆崎自治会	阿弥陀東自治会	魚橋北自治会
	金ヶ田町自治会	阿弥陀南自治会	山ノ端自治会
	西下台自治会	北池自治会	北山自治会
	下台自治会	南池自治会	長尾自治会
	中通自治会	生石自治会	地徳自治会
	中所自治会	魚橋自治会	
	阿弥陀町中西自治会	魚橋南自治会	
北浜町連合自治会 (5団体)	西浜自治会	牛谷自治会	牛谷東自治会
	北脇自治会	牛谷団地自治会	

第2章 自治会の運営

2-1 役員等の選出方法と任期

役員等の選出には、選挙・推薦・抽選・輪番制など、いろいろな方法がありますが、それぞれの自治会に最も適した民主的な方法を工夫することが必要です。ただし、抽選や輪番制を採用する場合には、小さなお子さまや介護を要する家族がいる世帯、高齢者のみの世帯については配慮することもあります。

役員等の任期については、継続して運営を行っていくため、役員の負担を分担することによって役員のなり手を確保する工夫も必要です。例えば、会長経験者がアドバイザーとして残ることや、任期を2年として1年ごとに役員の半分ずつを改選する等の工夫を行っている自治会もあります。

また、男女が社会の対等な構成員として、多様な能力を活かし様々な視点や新たな発想を取り入れる観点から、女性役員の登用も有効です。積極的な女性役員の登用をご検討ください。

「女性役員の積極的登用」

自治会においては、慣例的に世帯主である男性が役員を担うことが多いようですが、男女共同参画の時代になっていること、新しい担い手の発掘に繋がることから、女性役員を積極的に登用しましょう。マンネリ化しがちな自治会の事業に、女性目線の意見が今まで以上に加わることで、より充実した自治会活動へ繋がるものと考えます。

2-2 自治会の会計処理

自治会の運営や活動を進めていくには、財源の確保が必要です。その中でも、会費は自治会の収入の中心であり、会員が公平に負担するものです。会費の金額や徴収方法については、会員が納得できるように総会などで決定します。

財政規模は、自治会の構成員数や活動内容によって様々ですが、予算と決算については、総会での議決・承認が必要です。

役員報酬については、課税対象となり確定申告が必要な場合があります。詳しくは、課税課（☎079 - 443 - 9015）にお問い合わせください。

2-3 自治会の業務の「見える化」

共働き世帯、住民の高齢化、企業の定年延長等の社会情勢の変化により、全国的に自治会の役員のなり手不足が問題となっています。この問題の対策として、自治会の業務リストやマニュアル（各種提出書類一覧、当て職一覧等）を作成し、「見える化」することが有効です。自治会の業務を明確にすることによって、住民が後任に手を挙げやすくなるとともに、業務を円滑に引き継ぐことができます。また、自治会内での情報の共有のためにも、ぜひ業務リストやマニュアルの作成に努めてください。

2-4 自治会員の募集

核家族や共働き世帯が増え、価値観やライフスタイルが多様化し、またインターネットで様々な考えや情報を得やすい時代となったことから、自治会の役割や自治会の魅力が伝わりにくくなっています。これまでのように、転入者や未入会者に「自治会に入るのが当たり前だから」と入会を勧めても理解を得られないことがあります。自治会活動の主旨、自治会活動を通してのご近所付き合いが非常に大切であること等を粘り強く説明し、ご理解いただくことが重要です。

自治会員の募集方法の一例を紹介しますので、地域の実情に合った方法で取り組んでみてください。

訪問前の準備

- ①住宅地図等を参考に未入会世帯の確認
- ②入会のメリットの確認
 - ・「安全・安心」「子ども」等、共感を得やすいキーワードの活用が効果的
- ③訪問時の説明資料の準備
 - ・訪問勧誘時のあいさつ文、入会案内チラシ（P 7のサンプルを参照）、入会申込書、自治会総会資料（規約、事業計画、予算、役員名簿等）

訪問時

- ① 訪問時期（効果的な時期）
 - ・新規転入者には、居住開始後、間を置かずに訪問
 - ・既居住者には、イベント等の開催に合わせて訪問
- ②提供するもの
 - ・新規転入者には、あいさつ文と入会案内チラシ・入会申込書・総会資料・ごみ集積場所の確認等の暮らしに関する情報提供・イベント案内
 - ・既居住者には、入会案内チラシ・入会申込書・総会資料・イベント案内
- ③注意すること
 - ・訪問は、対応可能な時間帯を考慮すること（夜はなるべく訪問しない）
 - ・あまり大人数で訪問しない（2～3人程度）
 - ・同じ世代、同性（特に女性）による訪問も効果的
 - ・自治会勧誘の文書があれば事前にポスティングしておく

入会を保留された場合

- ・入会申込書等を渡し、再度、入会のお願いをして帰ります。そのとき、保留される理由を確認しておきましょう。（例：入会するメリットが感じられない等）
- ・保留する理由が、自治会側にあれば解決できないか後日検討します。（例：会費を一度に払えない場合、分割払いできないかを検討する等）
- ・保留される理由が相手側にあれば、日をおいて再訪問して勧誘しましょう。（例：入会するメリットがない⇒「資料をお渡ししたが、どうでしょう」）

入会のご案内

～〇〇自治会で、一緒に活動しませんか～

明るく住み良いまちは、地域の住民が一丸となることで、つくりあげることができます。地域活動への参加を通じて、みんなで心の通い合うまちをつくりましょう。皆様の入会をお待ちしています！

自治会入会に関するお問合せは
下記へお願いします。

●あなたの地区の自治会は

_____ 〇〇〇自治会 _____ です。

●お問い合わせは

_____ 会長：〇〇 〇〇 _____ です。

_____ 電話：079-〇〇〇-△△△ _____ まで。

自治会ではこれらの活動をしています！

<情報の伝達>

身近な町内の情報や、市からのお知らせなどを回覧板などでお知らせしています。

<親睦行事の開催>

住民同士が交流し楽しむ機会をつくるため、夏祭りや運動会などの行事を開催しています。

<防犯・防災活動>

災害に備えて防災活動（避難訓練など）を行っています。
また、定期的にパトロールし、地域の防犯に努めています。

<生活環境の向上のための活動>

清潔で快適なまちをつくるため、〇〇道路や△△公園の清掃などを行っています。

<入会金・会費>

入会金：〇〇〇〇円

会費（月額）：△△△円

2-5 個人情報を取り扱うときの注意事項

平成15年、個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報を適正に取り扱うための基本的事項を定めた「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。

個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にすることや、適正に管理することが定められており、法改正によって、個人情報の保護が義務付けられた事業者に自治会も含まれることとなったため、自治会における個人情報の収集等についても、法律上の義務が生じることになりました。

1 個人情報とは

名前、住所、性別、年齢、生年月日、電話番号、続柄等、個人を特定することのできるすべてのものが該当します。また、法改正により、個人の身体の一部の特徴である顔、指紋、DNA等の個人情報に付された番号、記号等や、マイナンバー、旅券番号、運転免許証番号等の個人番号が「個人識別符号」として個人情報となりました。さらに、本人の人種、思想、信条、社会的身分、病歴等や、不当な差別、偏見につながるような事項は、個人情報の中でも、その取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」として定められました。

2 個人情報をめぐる状況

個人情報は、私たちの日常生活の様々な場面で利用する機会が増えてきています。私たちが入会する自治会の様々な活動に必要な情報です。

しかし、個人情報は、保護するものだから収集や利用をしてはいけないという誤解から、会員名簿の作成が滞る等、団体活動に支障が生じている事例が見受けられます。

個人情報は、本人同意があれば、収集、利用することができ、円滑な団体活動につなげていくことができます。

3 名簿作成に当たっての留意点

① 名簿の内容を検討する

利用目的及び収集する個人情報の内容を検討しましょう。

どのような利用目的で個人情報を収集するのか、どのような個人情報が必要なのかをあらかじめ決めておく必要があります。個人情報は、必要最小限の範囲で収集し、利用するようにしましょう。

② 個人情報を収集する

個人情報の管理・運用方法をあらかじめ決めておきましょう。

各種団体等において、次の項目について個人情報の管理方法等を決めておくことが望ましいです。

- 個人情報を管理する担当者
- 個人情報を管理・保管する場所
- 個人情報の利用期間
- 必要のなくなった個人情報の廃棄方法・時期

※また、収集した個人情報を何に使用するのか、何処に（誰に）提供するのか等についても決めておき、総会や会員広報等を利用して各種団体等の会員に状況を周知することが望ましいです。

個人情報 は 本人 から 直接 収集 しまし ょう。

利用目的・利用内容について本人に説明し、同意が得られた方から、同意を得られた範囲の情報を収集しましょう。

< 注意 点 >

回覧に一覧表を付け、その一覧表に個人情報を順番に記入してもらう方法は、他の人に記入内容が見られてしまうため、個別に回収又は記入する方法か、提出用封筒を用意し、封入して提出してもらう等、個人情報の取得の仕方にも配慮しましょう。

使用するかどうか未定な個人情報は、利用目的が特定できないため、一応または念のためといった収集はできません。

保有する個人情報が詳細なほど、流出してしまった際の影響は、大きくなります。

本人の同意が得られた範囲の名簿にしましょう。

利用目的・利用内容について説明して同意が得られた場合のみ、名簿に掲載しましょう。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目のみ掲載することも可能です。

③ 名簿を利用する

名簿は利用目的の範囲内で利用しましょう。

名簿の情報は、あらかじめ決めた利用目的の範囲内で活用しましょう。

あらかじめ決めて収集した情報を利用目的以外にも活用したい場合は、改めて本人の同意を得る必要があります。

④ 名簿の利用目的を明示する

< 入会届等の一部への記載例 >

個人情報の取扱いについて

- ・ 本会では、運営・活動を円滑に行うために、ご記入いただいた個人情報を会員名簿に記載します。
- ・ ご記入いただいた個人情報は、会の運営・活動、会員相互及び役員との諸連絡、災害等の緊急時対応における活動（準備活動を含む）で使用します。
- ・ ご記入いただいた個人情報は、上記の目的以外での使用はしません。また、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

2-6 デジタル技術の導入

デジタル技術の進歩はめざましく、全国的にデジタル技術を導入する自治会が増えつつあります。自治会加入率の低下や役員の担い手不足への対応として、自治会活動のデジタル化は有効であり、これによって、自治会運営の負担を減らすだけでなく、デジタル技術に親しむ若い世代の参加にもつなげることができます。

【自治会でデジタル化するメリットの例】

- ・忙しい人や若い世代が参加しやすい
- ・情報伝達が早く、回覧板を回す負担が軽減される
- ・行事の出席確認が楽になる
- ・緊急性のある連絡（行事の変更、中止等）が迅速に行える
- ・総会の委任状等を電子化することで集計が楽になる
- ・電子決済をとりいれて、会費等の徴収の手間が減る
- ・災害時の安否確認が行いやすい

全国の自治会活動のデジタル化に関する事例を紹介します。

「高齢者向けデジタル講習会の実施」中福良自治公民館（鹿児島県指宿市）

- ・公民館長の管理している古民家で高齢者向けのデジタル講習会を実施。電子マネーやテレビ通話の利用方法を気の知れた住民同士で学習し、デジタル化に関する不安を取り除く場となった。

「LINE 回覧の活用」桜ヶ丘新和会（神奈川県大和市）

- ・LINE 回覧を導入し、自治会内の事務負担の減と、感染防止策の強化につながった。さらに、これによって情報伝達の速達性が向上し、双方向性も図られたとともに、回覧内容に対する理解が深まった。

「会費の引き落とし・クレジットカード払い等の導入」梅が丘自治会（三重県四日市市）

- ・外部委託による自治会費の口座引き落としやクレジットカード払いの活用、公式 LINE やウェブ会議等を活用することで効率化を図り、負担を小さくするだけでなく、早く正確に自治会の情報を得るようにした。

参照）総務省ホームページ、地域活動のデジタル化について（令和3年8月30日）、地域活動のデジタル化についての自治会独自の取組例

電子回覧板についての詳しい内容は、「スマートフォンアプリを活用した電子回覧システム運用マニュアル」がありますので、地域振興課（☎443-9006）までお問い合わせください。



地方自治法等の改正（令３年９月１日施行）により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

電磁的方法に該当し得るものとして、電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決や情報を磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

2-7 持続可能な自治会活動に向けて

皆さんが所属している自治会が設立されてから、社会情勢・自治会を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、既存の自治会の運営方法が現代に必ずしも適しているとは限りません。下記の内容を参考にいただき、持続可能な自治会運営に努めてください。

1 入会促進に関するもの

内 容	取組例
幅広い世代が参加できるイベントの開催	災害発生時の初動対応を学ぶ防災イベント、まち歩きイベント
子育て世代の参加を促す行事の実施	夏祭りの開催、子ども達の企画・運営によるイベント
未入会者を含め、地域住民に自治会の活動を知ってもらい、その役割や活動を理解してもらう。	イベント時に「自治会PRブース」を設置、未入会者にも自治会資料を配布
入会促進マニュアルの作成	入会促進マニュアルに基づく入会促進活動

2 担い手不足に関するもの

内 容	取組例
自治会活動に関わってもらう	自治会活動を広く知ってもらうための会報の作成・回覧、地道な声掛けによる協力者の確保
若い世代が参加しやすい環境整備	会議の開催日時（時間帯等）の見直し、自治会活動のデジタル化
人材不足を補完するための他団体との連携	近隣自治会との共同実施、学生ボランティアや地域活動団体との連携
既存事業の見直し	異なる行事を同日開始、地域清掃後に定例会を開催
役員負担の改善	役員定数の見直し、各年代からの役員選び、運営マニュアルの作成、女性役員の積極的登用
役員報酬や有償ボランティアの検討	役員報酬規程の作成、有償ボランティアによる地域の見守り活動

2-8 自治会へのコミュニティ活動備品の貸出

高砂市連合自治会では、コミュニティ活動の推進のため、自治会や地域住民で組織する団体を対象に、コミュニティ活動備品の貸出（無料）を行っています。地域の会議やイベント等で、ぜひご活用ください。

【貸出手順】

- 1 高砂市連合自治会事務局（以下「事務局」）に貸出備品（以下「備品」）の在庫があるか、事前に電話（☎443-9006）で確認してください。
- 2 備品を使用しようとする日の7日前までに、「高砂市連合自治会備品貸出許可申請書」を事務局（高砂市役所本庁舎2階⑫窓口 地域振興課）に提出してください。
※備品を使用する日の2ヶ月前から申請できます。
- 3 事務局と日程調整の上、備品を事務局に借りにきてください。
その際、事務局から「高砂市連合自治会備品貸出許可書」の交付を受けてください。
- 4 返却日時までに事務局に備品を返却してください。（返却日時は、「高砂市連合自治会備品貸出許可書」に記載しています。）
※各種様式、規程は高砂市ホームページからダウンロードできます。《ページID：7077》

高砂市連合自治会コミュニティ活動備品一覧

No.	備品名称	規格	数量	備考
1	AI カメラ付 非接触体温計	幅 35cm×高さ 150cm	2	アルコールディスペンサー付属
2	サーキュレーター	幅 25cm×高さ 35cm	2	リモコン付属
3	空気清浄機	幅 35cm×高さ 65cm	2	—
4	アクリルパーテーション	幅 60cm×高さ 65cm	10	—
5	プロジェクター	幅 30cm×高さ 10cm	1	リモコン付属
6	スクリーン	幅 125cm×高さ 190cm	1	—
7	スピーカー	幅 30cm×高さ 30cm	1	—
8	図書（お悩み解決編）	四六判（256 ページ）	1	—
9	図書（アフターコロナ編）	四六判（256 ページ）	1	—
10	図書（IT 活用編）	四六判（232 ページ）	1	—

2-9 自治会の防火安全対策

1 防火管理者の選任

自治会集会所は、施設の大きさや収容人数によっては、防火管理者を選任し防火管理上必要な業務を行わなければなりません。詳しくは、消防本部予防課にお問い合わせください。

《問合せ先：消防本部予防課（☎448-4019）》

2 消防用設備等の点検報告

消火器等の消防用設備等の点検を行い、消防本部に報告する必要があります。

《問合せ先：消防本部予防課（☎448-4019）》

3 露店等の開設に伴う届出

夏祭り等で露店を開設し、コンロ等の火気器具を使用する催しを開催する際、消火器の準備や消防本部への届出が必要となる場合があります。

《問合せ先：消防署（☎448-4419）》

2-10 自治会活動保険

自治会活動保険は、自治会が行う活動中に発生した事故やケガに対して補償してくれる保険です。加入することにより、参加する会員だけでなく、企画・実施する役員側も安心して事業を進めやすくなります。

自治会活動保険は民間の保険会社から提供されており、自治会単位で加入します。自治会活動保険の補償内容には、賠償事故、傷害事故、費用損害などが含まれており、自治会活動保険の保険料は自治会の会員数によって変動するのが一般的です。保険会社によっては加入世帯数に応じて団体割引が適用されたり、補償内容が違ったりするため、加入する場合は、各保険会社に事前に相談し、その保険内容について十分検討してください。



第3章 認可地縁団体制度

3-1 自治会の法人化

自治会は、「権利能力なき社団」とみなされ、集会施設等の不動産を取得した際に、法人格を有しないため、団体名義では不動産登記ができませんでした。このため、会長の個人名義や役員の共有名義で不動産登記している場合が多くありました。

しかし、個人名義の登記は、名義人の交代や死亡があったとき、個人の財産との混同、あるいは債権者による財産の差押え等、様々な問題が生じることになりかねません。

このような不都合を解消するため、平成3年に地方自治法（第260条の2）を改正し、自治会が一定の手続の下に法人格を取得できるようになりました。

地方自治法等に定められた要件を満たし、手続を経て法人格を得た自治会を認可地縁団体といいます。高砂市では、122団体のうち、認可地縁団体は65団体（令和6年4月現在）あります。

※自治会の法人化の手続については、地域振興課（☎443-9006）へお問い合わせください。

※第11次地方分権一括法による地方自治法改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になりました。

※不動産登記制度が見直され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。詳しくは、神戸地方方法務局加古川支局（☎079-424-3555）へお問い合わせください。

3-2 認可地縁団体の性格

- 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。
- 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の入会を拒んではいけません。
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- 地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- 特定政党のために利用してはいけません。

3-3 法人化のメリット・デメリット

【メリット】

- ・自治会名義で不動産登記をすれば、以後、代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。
- ・法人化により、継続した活動基盤が確立されます。
- ・法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化が図れます。

【デメリット】

- ・代表者の変更、規約の変更及び団体の解散等を行う場合、地方自治法の規定に基づく各種手続を行う必要があります。

3-4 認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事等、一般的な自治会活動のことです。現に活動を行っている」と認めるには、過去2年以上の活動実績が必要です。そのため、団体が発足して2年未満の場合は認可できません。

- 2 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」

河川・道路等で区域が画されている等、容易に自治会等の区域・範囲がわかる状態であること、という意味です。他の自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

- 3 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

その区域に住む人すべてが入会できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とはその区域の全住民（自治会等に入会していない人を含む）の過半数です。

- 4 「規約を定めていること」

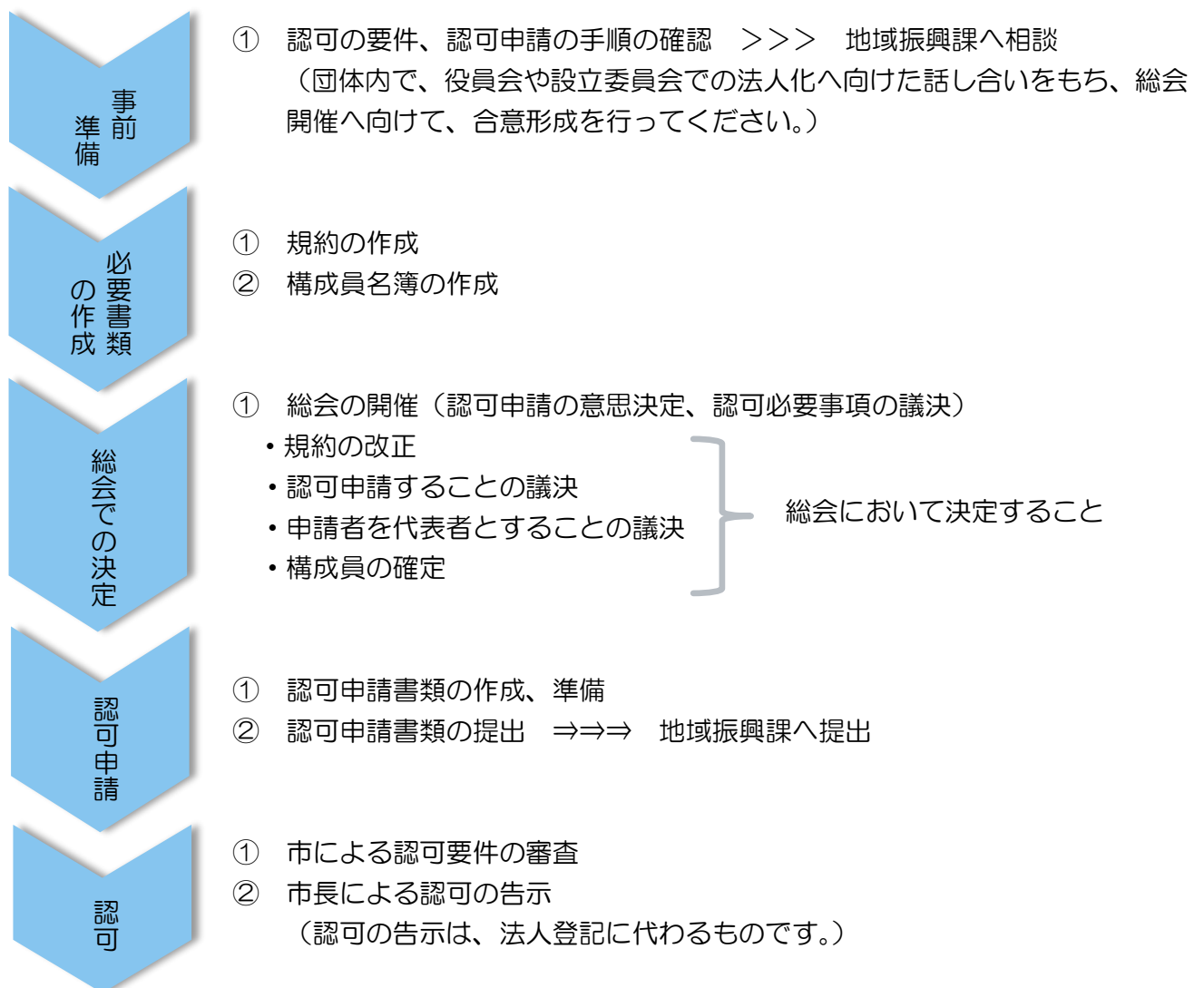
目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていることが必要です。

上記8つの事項が入っていれば、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。法人化後、規約の変更する場合には市に規約変更の申請をしていただくことになります。そのため、自治会費等、変更が予測されるようなものについては、「細則」等で定めることをお勧めします。

3-5 認可申請手続の流れ

まず認可申請することについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、総会で決議することが必要です。またそれ以外にも、認可を受けるために必要な事項（認可要件に合致する規約の決定または改定、構成員の確定、申請代表者の決定等）について、総会での決議が必要となります。

認可申請書類一式が整えば、市に提出し、認可要件を満たしているかどうか書類審査を受けます。審査の上、認可要件を満たしていると確認されたときは、市長が認可及び告示して認可手続は完了です。



3-6 認可申請書類

認可申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。

※各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。《ページID：2104》

【提出書類】

- ① 認可申請書
- ② 規約（改正する新規約）
（項目として『目的』『名称』『区域』『主たる事務所の所在地』『構成員の資格に関する事項』『代表者に関する事項』『会議に関する事項』『資産に関する事項』を定めていること。）
- ③ 総会議事録
（総会議事録もしくはその写し。認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印のあるもの。）
- ④ 構成員名簿
（会員個人の氏名・住所を記載したもの：認可申請する地縁による団体に入会している全員の住所、氏名が記載されているもの。名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員全員の個人名（世帯員も含む）であることに留意してください。なお、申請には当該地縁による団体が存する地域住民の相当数（過半数）の構成員が必要です。）
- ⑤ 年度総会資料
（自治会の活動状況を示す書類：事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書の類、総会資料）
- ⑥ 承諾書
（代表者就任にあたっての代表本人の承諾書）
- ⑦ 規約（改正前の規約）

3-7 認可後の各種手続

1 告示事項変更手続

認可を受けた後に告示事項に変更があった場合に変更手続が必要になります。市長の変更の告示がないと、変更したことの効力がないため第三者に対して対抗できません。告示事項とは、認可地縁団体の以下の9つの事項を指します。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

【提出書類】

- ① 告示事項変更届出書
- ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写し、議案書）

2 規約変更手続

認可を受けた後に規約に変更があった場合に変更手続が必要になります。市長の変更の認可がないと、変更したことの効力がないため第三者に対して対抗できません。

【提出書類】

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

3 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で、地域振興課で団体の印鑑登録ができます。登録は1団体につき1個です。

【提出書類】

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 代表者の実印（持参）と印鑑証明書
- ③ 登録しようとする認可地縁団体の印鑑

（登録できない印鑑）

高砂市認可地縁団体印鑑規則第4条第2項

- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが、1辺の長さ30ミリの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリの正方形に収まるもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ その他市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

4 印鑑証明書の交付請求

不動産の登記等、法令に基づいて提出を義務づけられている場合等には、「印鑑登録証明書」が必要となりますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付請求を行ってください。

【提出書類】

- ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ② 登録を受けた認可地縁団体の印鑑

5 認可地縁団体証明書の交付請求

認可地縁団体証明書は、認可地縁団体であることを証明するものであり、法人県民税の減免申請を行う際に必要になります。

認可地縁団体証明書の交付の請求については、原則、認可地縁団体の関係者から証明書交付請求書を提出してください。

なお、市長が認可に係る告示を行った日から認可地縁団体証明書を請求できます。

【提出書類】

- ① 証明書交付請求書

※認可後の各種手続 1～5の様式は、市ホームページからダウンロードできます。《ページ ID：2104》

6 その他の手続

・不動産登記等の手続

現在、会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体名義へ移転登記等ができます（自治会は、測量費・登記費用等が必要となります）。不動産登記手続の詳細は法務局（※神戸地方法務局加古川支局 ☎079-424-3555）にお問い合わせください。

・財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

・構成員名簿の作成と備置義務

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更がある度に修正してください。

・総会開催の義務

代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開催しなければなりません。

3-8 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

平成27年4月の地方自治法の一部改正により、認可地縁団体が所有する不動産について、過去に自治会の役員や会員等の名義で登記したもので現在名義人、その相続人等の所在が不明で所有権の保存、移転登記ができないものは、地縁団体から市へ『所有不動産の登記移転等に係る公告申請書』で申請し、市が3ヵ月以上の期間で公告を行い、不動産の登記関係者から異議の申し出が無い場合、認可地縁団体の名義で所有権の保存、移転登記の申請が可能になりました。

○公告を行うには、次の①から④までの要件に全て該当することが必要です。

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

○公告の申請に必要なもの

- ・ 『所有不動産の登記移転等に係る公告申請書』
- ・ 上記①から④の要件に該当することが判る疎明資料
- ・ 所有権移転登記をしようとしている不動産の登記事項証明書
- ・ 申請不動産に関し、公告申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- ・ 申請者が認可地縁団体の代表者であることを証する書類（会長であることの承諾書等）
- ・ 所在の判る当該不動産所有者又は登記名義人、関係者の所有権移転についての承諾書等

○不動産の登記関係者で公告結果に異議がある場合は、次の申出書と必要書類を市へ提出していただきます。

- ・ 『申請不動産の登記移転等に係る異議申出書』
- ・ 公告した不動産の登録事項証明書
- ・ 住民票の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

3-9 認可の取消と解散

認可を受けた地縁団体が、認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、法第 260 条の 20 によりその認可を取り消すことができます。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会の決議
- ⑤ 構成員が欠けたこと

認可を受けた地縁団体の解散及び清算や破産については、地方自治法第 260 条の 21～33（22 を除く）に規定されています。遅滞なくその旨を届け出てください。

3-10 認可地縁団体制度の見直し（地方自治法等の改正）

1 表決権の行使の電子化（令和 3 年 9 月 1 日施行）

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。電磁的方法に該当し得るものとして、電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決や情報を磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

電磁的方法により会員の表決を認めるには、団体内において規約の改正又は総会の決議が必要となります。

2 認可要件の見直し（令和 3 年 11 月 26 日施行）

これまでの認可地縁団体制度の目的は、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることでしたが、法改正により、不動産等の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることが可能になりました。

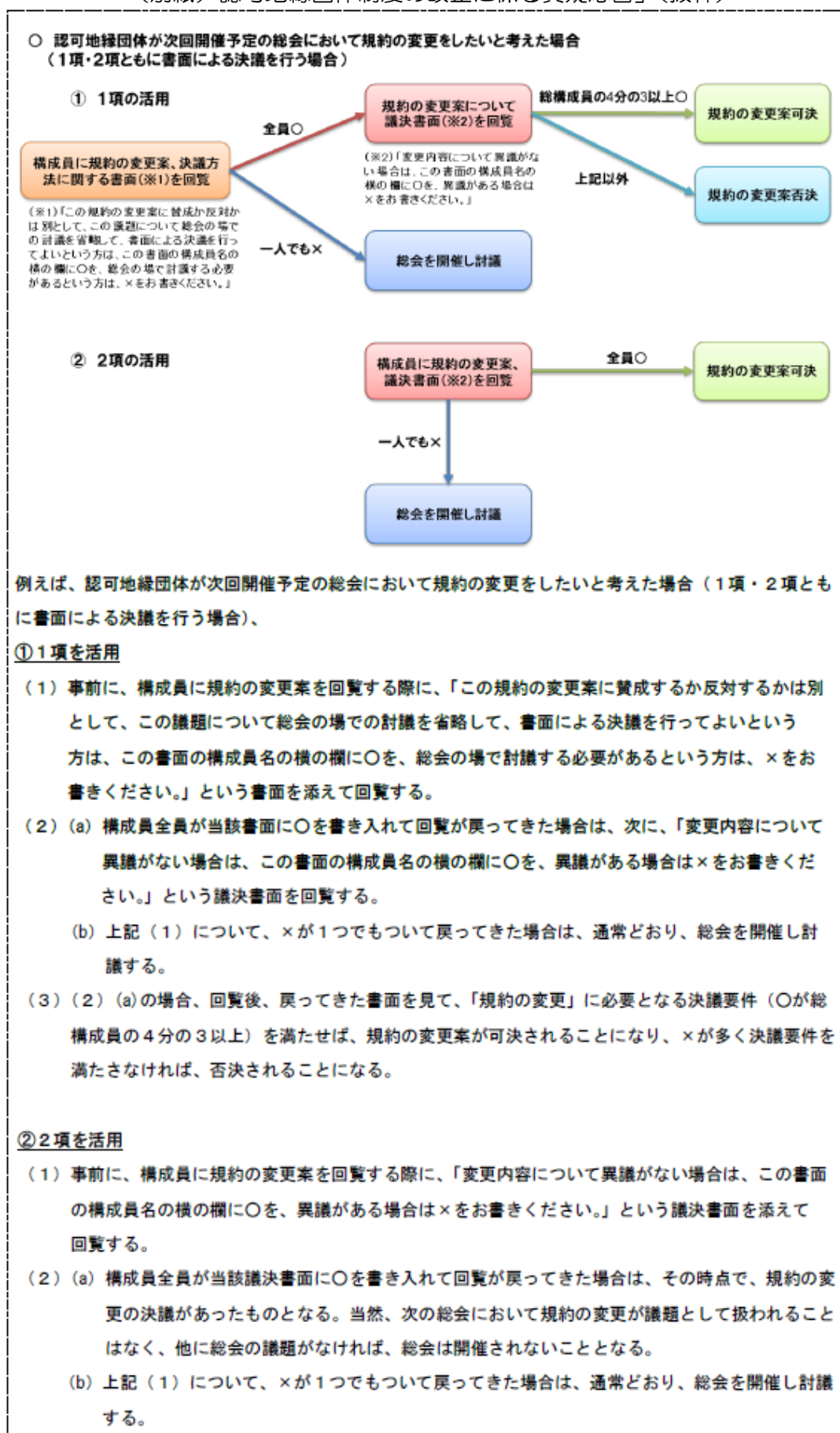
3 認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（令和 4 年 8 月 20 日施行）

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回となりました。

4 認可地縁団体の総会における書面又は電磁的方法による議決（令和 4 年 8 月 20 日施行）

認可地縁団体において総会を開催せず書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能となりました。（法第 260 条の 19 の 2 第 1 項と同条第 2 項）（次頁参照）

【参考】令和4年6月24日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡
「(別紙) 認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答」(抜粋)



5 認可地縁団体同士の合併に関する規定の新設（令和5年4月1日施行）

昨今の人口減少・少子高齢化により、認可地縁団体における構成員の減少や役員の担い手不足が深刻化し、認可地縁団体の合併のニーズが高まったことから、市内の認可地縁団体同士の合併に関する規定が新設されました。

6 土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する規定の新設（令和5年4月1日施行）

土地改良区（土地改良事業の実施を目的として設立された農家の方々の団体）が認可地縁団体へ組織変更するための規定が新設されました。

第4章 資料編

4-1 自治会に関する情報の発信

高砂市内の自治会に関する情報を市のホームページに掲載しています。《ページID：766》

4-2 市から自治会等へのご案内

高砂市から自治会等へ年間を通して様々なお知らせをしています。

時期	送信元	宛て先	内容	締切の有無 (※日)	備考
4月	シティ プロモーション室	全単位自治会長	広報配布委託料支払金口座 振替申出書提出依頼	有 (6月中旬)	切手付の返信用 封筒を同封
5月下旬	地域振興課	全単位自治会長	単位自治会補助金の 申請について	有 (6月末)	切手付の返信用 封筒を同封
7月中旬	人権推進課	全単位自治会長	啓発冊子「きずな」・ 強調月間ポスター	無	—
8月	環境政策課	全単位自治会長	太陽光発電及び蓄電池設備 の共同購入事業について	有 (9月中旬)	—
8月中旬	地域振興課	全単位自治会長	コミュニティ助成事業の 募集について	有 (9月上旬)	—
10月	シティ プロモーション室	全単位自治会長	広報配布委託料（前期分） 振込通知	無	—
11月中旬	人権推進課	全単位自治会長	啓発冊子「きずな」	無	—
2月上旬 (常任理事 会時)	課税課	集会施設等を持つ 単位自治会長	自治会館等に係る 固定資産税・都市計画税 減免申請について	有 (5月下旬)	返信用封筒を 同封（切手無）
2月下旬	地域振興課	認可地縁団体代表者	告示事項変更届出書等の 提出について	有 (5月下旬)	—
3月	シティ プロモーション室	全単位自治会長	広報配布者届出書提出依頼	有 (4月上旬)	切手付の返信用 封筒を同封
3月中旬	人権推進課	全単位自治会長	啓発冊子「きずな」	無	—
3月下旬	危機管理室	自主防災会長	高砂市自主防災組織事業 補助金について	有 (5月下旬)	—

※選挙が行われる際には、選挙管理委員会事務局より「選挙公報の配布について」のお知らせが全単位自治会長に届きます。

4-3 自治会等を対象とした補助金制度

自治会等の地域団体に対する補助金制度の一覧です。補助対象経費等については、各制度の担当部署にお問合せください。

補助金等の名称	事業 実施 主体	補助対象団体	補助内容	募集期間 (今年度予定)	問合せ先
					部署名及び 電話番号 (直通)
連合自治会事業 補助金	市	高砂市連合自治会	高砂市連合自治会が実施する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	5月中旬 ～6月末日	市民部 地域振興課 443-9006
地区連合自治会 活動支援補助金	市	地区連合自治会	地区連合自治会が実施する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	5月1日 ～9月29日	市民部 地域振興課 443-9006
単位自治会事業 補助金	市	単位自治会	単位自治会が実施する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	5月中旬 ～5月末日	市民部 地域振興課 443-9006
集会施設整備事業 補助金	市	自治会、町内会その他地域住民で組織する団体	集会施設に関する必要な整備をしようとする自治会等に対し、当該整備に要する費用を補助するもの。	5月下旬 ～9月末日	市民部 地域振興課 443-9006
資源ごみ集団回収 奨励金	市	自治会、町内会その他地域住民で組織する団体	自治会等の団体が資源ごみを集団回収されたときに、その集めた資源ごみの量に応じて奨励金を交付するもの。	4月1日 ～3月末日	生活環境部 エコクリーン ピアはりま 448-5260
ちびっこ遊園 補助金	市	ちびっこ遊園設置者（自治会）	ちびっこ遊園の遊具の補修等に対して、1遊園につき1年に6万円を限度として、事業費の3分の2を助成するもの。	予算の範囲内 であり、通年とする。	都市創造部 道路公園課 443-9034
高砂市消防器具 整備事業助成金	市	自治会、町内会その他地域住民で組織する団体	高砂市単位自治会等が消防器具を設置又は更新する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	予算の範囲内 であり、通年とする。	消防本部 総務課 448-4969
自主防災組織事業 補助金	市	自主防災組織	自主防災組織の設立、運営に係る経費の一部を補助するもの。	4月1日 ～5月31日	総務部 危機管理室 443-9008
高砂市地域見守り 防犯カメラ設置 補助事業補助金	市	自治会、地域団体	市が補助対象として選定した団体に、防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助するもの。	5月1日 ～10月31日	総務部 危機管理室 443-9008
高砂市小規模森林 整備事業支援対策 補助金	市	森林を所有する又は管理する団体（自治会等）	地域で行う森林の公益的機能の水準の維持・向上を図るための森林施業（植栽・下草刈り・除伐・間伐・伐採等）	予算の範囲内 であり、通年とする。	生活環境部 産業振興課 443-9031

補助金等の名称	事業 実施 主体	補助対象団体	補助内容	募集期間 (今年度予定)	問合せ先
					部署名及び 電話番号 (直通)
東播磨地域づくり 活動応援事業	県	東播磨地域に根差 した活動をしてい る地域団体	地域団体が主体的に実施する事 業、もしくはSDGsに関する取 組みに関する事業の一部を補助 するもの。	4月初旬 ～4月末日	東播磨県民局 県民課 421-9290
県民まちなみ 緑化事業	県	住民団体	植樹や芝生化等の緑化活動に対 して補助するもの。	4月初旬 ～11月末日	加古川 土木事務所 まちづくり 建築課 421-9402
環境保全促進助成 事業補助金	(一財) 自治総 合セン ター	コミュニティ組織	保全活動・環境教育啓発の推進 を図るためのソフト事業に対 し、経費の一部を補助するもの。	8月中旬 ～8月末日	政策部 企画課 443-9007
コミュニティ助成 事業補助金 (一般コミュニテ ィ助成事業)	(一財) 自治総 合セン ター	コミュニティ組織 ※特定の目的で活動 する団体は助成対象 外	コミュニティ活動に直接必要な 設備等の整備に関する事業に対 し、経費の一部を補助するもの。	8月末日 ～9月中旬	市民部 地域振興課 443-9006
コミュニティ助成 事業補助金 (コミュニティセ ンター助成事業)	(一財) 自治総 合セン ター	コミュニティ組織 ※特定の目的で活動 する団体は助成対象外	集会施設の建設又は大規模修繕 及びその施設に必要な備品の整 備に関する事業に対し、経費の 一部を補助するもの。	8月末日 ～9月中旬	市民部 地域振興課 443-9006
コミュニティ助成 事業補助金 (青少年健全育成 助成事業)	(一財) 自治総 合セン ター	コミュニティ組織 ※特定の目的で活動 する団体は助成対象外	スポーツ・レクリエーション活 動や文化・学習活動に関する事 業及びその他コミュニティ活動 のイベントに関する事業等に対 し、経費の一部を補助するもの。	8月末日 ～9月中旬	教育部 生涯学習課 443-9067
コミュニティ助成 事業補助金 (地域防災組織育 成助成事業)	(一財) 自治総 合セン ター	自治会、地域団体	防災倉庫、防災資機材等の購入 に係る経費の一部を補助するも の。	8月末日 ～9月中旬	総務部 危機管理室 443-9008

補助金等の名称	事業 実施 主体	補助対象団体	補助内容	募集期間 (今年度予定)	問合せ先
					部署名及び 電話番号 (直通)
人生 100 年時代 づくり地域創生 ソフト事業交付金 (地方移住・関係 人口創出事業)	(公財) 地 域 社 会 振 興 財団	コミュニティ団体	地域の魅力発信や、移住・人材マ ッチング等の支援に関する事業 等に対し、経費の一部を補助す るもの。	1 2月中旬 ～1月上旬	政策部 企画課 443-9007
人生 100 年時代 づくり地域創生 ソフト事業交付金 (学習・社会参加 活動促進事業)	(公財) 地 域 社 会 振 興 財団	コミュニティ団体	健やかな地域社会づくりを推進 することを目的とした、他のコ ミュニティ活動のモデルとなる 事業に対し、経費の一部を補助 するもの。	1 2月中旬 ～1月上旬	政策部 企画課 443-9007
ひょうご安全の日 推進事業 (自主防災組織 強化支援事業)	ひょう ご 安 全 の 日 推 進 県 民 会議	自主防災組織	自主防災組織が実施する避難訓 練、避難所自主運営マニュアル 又はそれと同等の訓練計画によ る避難所運営訓練、その他特色 ある防災訓練等に係る経費の一 部を補助するもの。	事業開始月の 前々月20日 まで	総務部 危機管理室 443-9008
ひょうご安全の日 推進事業 (実践活動事業)	ひょう ご 安 全 の 日 推 進 県 民 会議	自治会、地域団体	実践的な防災訓練・学習等次な る災害に備える活動や「マイ・タ イムライン」「マイ避難カード」 の作成等、個別避難計画・地区防 災計画・避難所自主運営マニ ュアルの策定等の経費の一部を補 助するもの。	事業開始月の 前月5日まで	兵庫県 防災支援課 078-362- 9984
「ひょうご 子ども・若者応援 団」一般助成事業	兵 庫 県 青 少 年 本部	青少年の健全育成 を目的として活動 している団体・グ ループ	青少年の健全育成を目指す事業 に対し、経費の一部を補助する もの。	(上期) 1月中旬 ～2月中旬 (下期) 7月中旬 ～8月中旬	兵庫県 青少年本部 ひょうご 子ども・若者 応援団担当 078-891- 7410
ひょうご市民活動 応援基金	(公財) ひょう ご コ ミ ュ ニ テ ィ 財 団	兵庫県内で活動す る非営利団体(法 人格の有無や種類 は不問)	社会的な孤独・孤立を和らげ、ま た市民相互の支え合いや市民主 体・市民参加のまちづくりを促 進していこうという活動・事業 に対し、経費の一部を補助する もの。	秋ごろ 募集開始	(公財) ひょうごコミ ュニティ財団 078-380- 3400

4-4 高砂市の業務一覧

高砂市は、住みよいまちづくりを進めるために、各種業務を行っています。その中から、特に自治会の活動と関わりが深いと思われる業務をご紹介します。

(高砂市役所 代表 ☎079-442-2101 (FAX 079-442-2229)

業 務 内 容	担 当	電 話 番 号
★ 環 境		
▽ 再生資源集団回収活動の助成	エコクリーンピアはりま (計画管理・ごみ減量化担当)	☎448-5260
▽ ごみ減量等推進員・協力員の活動		
▽ ごみの直接搬入(自己搬入)		
▽ ごみの収集(地域清掃)	エコクリーンピアはりま (業務担当【ごみ収集】)	☎448-5220
▽ ふれあい収集		
▽ ごみステーションに関すること		
▽ 浄化槽の設置費の助成	エコクリーンピアはりま (業務担当【し尿収集】)	☎447-1157
▽ し尿の収集		
▽ 屋外一斉掃除(クリーンキャンペーン)	環境政策課 治水対策課	☎443-9029 ☎443-9032



★ 健康・福祉・社会保険		
▽ 国民年金の加入、保険料の免除申請	国保年金課	☎443-9022
▽ 民生委員・児童委員	地域福祉課	☎441-9006
▽ 母子・父子・寡婦の福祉	子育て支援課	☎443-9024
▽ 妊娠の届出、母子健康手帳交付時の面談	こども家庭相談センター結っくりん (こども窓口課)	☎441-7440
▽ 出産・子育て応援金		
▽ 妊婦訪問・相談		
▽ 産後ケア事業		
▽ 子育て世帯訪問支援事業		
▽ 子ども・子育てに関する相談全般		
▽ 家庭児童相談	こども家庭相談センター結っくりん (こども窓口課)	☎442-2260
▽ 児童虐待防止		
▽ 子どもホットライン		
▽ 児童虐待防止24時間ホットライン	兵庫県中央こども家庭センター	☎078-921-9119
▽ 子育て相談	子育て支援センター	☎442-2242
▽ 学童保育所	NPO法人高砂キッズ・スペース 社会福祉法人洗心会メイプルクラブ 社会福祉法人あいむ 学童教室ルピナス 社会福祉法人日本聖公会高砂福祉会エステル	☎446-3635 ☎447-0018 ☎449-3821 ☎070-4176-0948
▽ 子育ての支援(ファミリーサポートセンター)	高砂市ファミリーサポートセンター	☎442-0555
▽ 病児保育	すくすくひろば(こばやし小児科) だっこ(山名クリニック)	☎434-2288 ☎448-1313
▽ 保育所・認定こども園・幼稚園・高砂児童学園	幼児保育課	☎443-9025
▽ 国民健康保険	国保年金課	☎443-9020
▽ 高齢期移行・障害者・乳幼児等・こども・母子家庭等・高齢重度障害者医療	国保年金課	☎443-9021
▽ 後期高齢者医療		
▽ 高齢者福祉の相談	地域福祉課	☎443-9026
▽ 高齢者虐待防止	高砂市地域包括支援センター(本部) // (いほ相談室)	☎443-3723
▽ 介護予防相談		☎451-6475
▽ 認知症相談		
▽ 要介護(要支援)認定	介護保険課	☎443-9137
▽ 介護保険に関する給付全般	介護保険課	☎443-9063
▽ 高砂市老人クラブ連合会事務局	高砂市社会福祉協議会	☎444-3020
▽ 障がい者の福祉・自立支援医療		
▽ 障がい者虐待防止	障がい福祉課	☎443-9027
▽ 障がいのある人への「合理的配慮の提供」		
▽ 生活支援相談(仕事・家計・ひきこもりなど暮らしの困りごとに関する相談)	生活支援相談窓口(地域福祉課)	☎441-7782
▽ 生活保護の相談	生活福祉課	☎443-9023
▽ 人権教育・人権啓発	人権推進課	☎443-9060
▽ 予防接種(乳幼児)	健康増進課(こども健康担当)	☎443-3950
▽ 不妊不育症治療費助成事業		
▽ 未熟児養育医療		
▽ こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問		
▽ 乳幼児健康診査		
▽ 乳幼児期の食育教室、育児相談		
▽ 予防接種(高齢者)	健康増進課	☎443-3936
▽ 献血の推進		
▽ 生活習慣病予防のための健康教育、健康教室、健康相談、栄養指導		
▽ 高齢者の健康づくり・介護予防のための健康教育、健康教室、健康相談、栄養指導		
▽ がん検診等		
▽ 夜間休日応急診療(内科・小児科)	東はりま夜間休日応急診療センター	☎431-8051
▽ 休日歯科応急診療	加古川歯科保健センター	☎431-6060
▽ 障害者等の歯科診療		

★ 教 育		
▽ 学校(園)区域の指定	学校教育課	☎443-9054
▽ 市民スポーツの指導	文化スポーツ課	☎443-9136
▽ 子ども会等青少年団体の指導・育成	生涯学習課	☎443-9067
▽ 青少年の非行防止・少年補導	青少年センター	☎443-9066
▽ ふるさと文化財の登録	生涯学習課文化財係	☎448-8255
★ その他		
▽ 自治会活動	地域振興課	☎443-9006
▽ 認可地縁団体		
▽ ボランティア団体の活動		
▽ 市民相談	地域振興課(市民相談担当)	☎443-9002
▽ 広報たかさご	シティプロモーション室(広報広聴担当)	☎443-9001
▽ まちづくり出前講座		
▽ 市政に関する要望・陳情		
▽ 戸籍・住民異動などの届出、証明交付	市民窓口課 高砂市市民サービスコーナー (イオン高砂店3階)	☎443-9019 ☎451-9300
▽ マイナンバーカードの申請	市民窓口課 高砂市市民サービスコーナー (イオン高砂店3階)	☎451-5072 ☎451-9300
▽ 本人通知制度の登録	市民窓口課 高砂市市民サービスコーナー (イオン高砂店3階)	☎441-7180 ☎451-9300
▽ 犯罪被害者等支援	人権推進課	☎443-9060
▽ パートナリシップ・ファミリーシップ届出	男女共同参画センター	☎443-9133
▽ 男女共同参画・女性活躍推進	男女共同参画センター	☎443-9134
▽ 女性のための相談室	消費生活センター(地域振興課)	☎443-9078
▽ 消費生活相談	消費生活センター	☎443-9135
▽ 消費者啓発・教育	消費生活センター	☎443-9135
▽ 防火指導・訓練 (防災訓練・初期消火訓練等)	消防署(訓練担当)	☎448-4491
▽ 自主防災組織の活動	危機管理室	☎443-9008
▽ 防災行政無線電話応答サービス	危機管理室(自動音声案内)	☎443-3450
▽ 救急講習	消防署(救急担当)	☎448-4419
▽ 火事や救急などの緊急通報	消防本部指令センター	☎119
▽ 初期消火用消防器具助成金	消防本部総務課	☎448-4969
▽ 選挙公報	選挙管理委員会	☎443-9057
▽ 社協だより	高砂市社会福祉協議会	☎443-3720
▽ 共同募金	地域福祉課	☎441-9006
▽ 日本赤十字社義援金・救援金		
▽ 日本赤十字社会員募集		
▽ フェニックス共済	土木総務課	☎443-9040
▽ 高砂市ボランティアセンター	高砂市社会福祉協議会	☎442-4047
▽ コミュニティ助成事業	地域振興課	☎443-9006
▽ 若者しごと相談	あかし若者サポートセンター	☎078-915-0677

4-5 高砂市まちづくり出前講座

高砂市では、市内に在住、勤務、通学しているおおむね10人以上のグループ等に、市民の皆さんのご要望に応じて職員が出向き、市行政のしくみや施策等について説明させていただく「高砂市まちづくり出前講座」を実施しています。

出前講座を希望される団体の代表の方は、シティプロモーション室(広報広聴担当☎443-9001)までお問合せください。

令和 6 年度 高砂市まちづくり出前講座 メニュー一覧表

No.	講座のテーマ	所管課名	電話番号	No.	講座のテーマ	所管課名	電話番号
1	高砂市の防災対策	危機管理室	443-9008	33	高齢者の福祉サービス	地域福祉課	443-9026
2	ハザードマップを活用して「マイ避難カード」を作成しよう	危機管理室	443-9008	34	あなたの暮らしと権利を守る 成年後見制度	地域福祉課	441-9006
3	防犯対策	危機管理室	443-9008	35	多様な性	人権推進課	443-9060
4	高砂市総合計画	企画課	443-9007	36	障がい者の福祉サービス	障がい福祉課	443-9027
5	マイナンバー制度	企画課	443-9007	37	ワンポイント手話	障がい福祉課	443-9027
6	高砂市公式 スマートフォンアプリ 「たかさごナビ」	ICT推進課	443-9009	38	ストップ！地球温暖化	環境政策課	443-9029
7	高砂市の観光	シティ プロモーション室	451-6796	39	高砂市のごみ処理状況	エコクリーンピア はりま	448-5260
8	高砂市の公共施設の 現状と今後	公共施設 マネジメント室	443-9064	40	高齢者の交通安全 ～道路横断時の危険予測～	土木総務課	443-9040
9	統計調査のしくみと役割	総務部総務課	443-9004	41	交通安全教室	土木総務課	443-9040
10	知ってください住民税	課税課	443-9015	42	自転車安全利用	土木総務課	443-9040
11	固定資産税の基礎知識	課税課	443-9016	43	子どもの命を守るために 親子で安全教室	土木総務課	443-9040
12	高砂市の財政	財政課	443-9010	44	利用したくなる 高砂市の公園	道路公園課	443-9034
13	高砂市の入札・契約制度	契約管財課	443-9011	45	知りたい！ JR曾根駅周辺整備	道路公園課	443-9034
14	消費生活講座	地域振興課	443-9135	46	知ってる？ まちづくりのルールって	都市政策課	443-9033
15	地縁による団体認可	地域振興課	443-9006	47	地域で育てる！ じょうとんパス	都市政策課	451-6799
16	国民年金制度	国保年金課	443-9022	48	それ、空き家ですよ！ ～損しない空き家のために～	建築住宅課	443-9035
17	国民健康保険制度	国保年金課	443-9020	49	住まいの地震対策	建築住宅課	443-9035
18	後期高齢者医療制度	国保年金課	443-9021	50	高砂市の下水道	上下水道部	443-9048
19	福祉医療制度	国保年金課	443-9021	51	高砂市の水道	上下水道部	443-9048
20	介護保険制度	介護保険課	443-9063	52	高砂市の治水対策	治水対策課	443-9036
21	国民健康保険・ 後期高齢者医療保険・ 介護保険の保険料	賦課収納課	443-9072	53	ため池って何？ 	治水対策課	443-9032
22	健康づくり	健康増進課	443-3936	54	市議会のしくみと役割	議事課	443-9061
23	健康と食生活	健康増進課	443-3936	55	教育委員会って？	教育総務課	443-9052
24	非常食を備えましょう	健康増進課	443-3936	56	青少年の健全育成	生涯学習課	443-9067
25	文化ってどんなこと 	文化スポーツ課	443-9136	57	地域の歴史と昔の暮らし	生涯学習課	448-8255
26	ニュースポーツ体験講座	文化スポーツ課	443-9136	58	学校給食センターの紹介	学校給食課	443-9053
27	児童虐待かなと思ったら	こども窓口課	442-2260	59	高砂型学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)	学校教育課	443-9054
28	高砂市の保育	幼児保育課	443-9025	60	”松陽学園”で楽しもう！	教育センター	448-4191
29	発達障がいの理解	高砂児童学園	447-1167	61	選挙のしくみ	選挙管理委員会 事務局	443-9057
30	民生委員・児童委員	地域福祉課	441-9006	62	「監査制度」講座	監査委員・公平 委員会事務局	443-9058
31	生活困窮者自立支援制度	地域福祉課	441-9006	63	農業委員会の役割	農業委員会 事務局	443-9059
32	高砂市地域福祉計画	地域福祉課	441-9006				

4-6 高砂市AED設置公表施設

自治会活動中だけでなく、交通事故等により、救命処置が必要となる場面に
出くわすことがあるかもしれません。傷病者の命を救うためには、救急車が到
着するまでの間、周囲に居合わせた方々の「一次救命措置」が非常に重要とな
ります。

市内のAED 設置施設は市ホームページに掲載されていますので、万が一に
備え、周辺の設置施設をご確認くださいませようお願いします。

《ページID：3077》



4-7 自治会なんでも Q&A

【自治会運営全般について】

- Q1 会長を引き受ける人がいなくて困っています。
- Q2 後継者育成への取り組みは、どのようにすればいいですか。
- Q3 自治会長として手当をもらっていますが、確定申告は必要ですか。
- Q4 自治会内のトラブルを市で解決してもらいたいのですが、市では自治会の指導はできないのですか。
- Q5 事務量が多くて困っています。
- Q6 自治会活動と神社の祭りなど、宗教との関わり方についてどのように対応したらよいですか。
- Q7 会費を納入してくれない人がいて困っています。
- Q8 広報の配布以外にも、回覧文書が多くて困っています。
- Q9 入会のメリットについて、どのように説明すればいいですか。
- Q10 転入者などに入会を断られて困っています。
- Q11 自治会から退会したいとの相談がありました。

【認可地縁団体について】

- Q12 認可地縁団体の申請にはどれくらいの時間が必要ですか。
- Q13 認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。
- Q14 構成員名簿は、世帯主だけでなく世帯員全員を記載する必要がありますか。
- Q15 子どもは入会しなくてはいけないのですか？また子どもの意思決定はどのように確認するのですか。
- Q16 地縁による団体は、「世帯単位ではなく個人単位を構成員とする」とありますが、世帯単位で表決権を有することができますか。
- Q17 構成員名簿の内容に変更があった場合、市に届出は必要ですか。
- Q18 不動産等を所有していなくても、認可の対象となりますか。
- Q19 認可後の自治会費はどうなりますか。
- Q20 認可地縁団体の印鑑証明書及び認可地縁団体証明書は何に使いますか。
- Q21 認可地縁団体となると、法人税の課税対象となるのですか。



【自治会運営全般について】

Q 1：役員を引き受ける人がいなくて困っています。

A 1：役員の選出方法や任期は自治会ごとに異なり、役員職を引き受けやすいように、団体によって様々な工夫をしています。

- ・ 役割分担するなど、会長の負担を軽減する。
- ・ 役員職を入会世帯に順番に回すなど、順番に経験するように決める。
- ・ 役員の任期制（2期4年など）や定年制を設ける。
- ・ 会長や副会長の交代時期をずらしたり、副会長を複数選出したりするなど、役員の総入れ替えを防ぐ。

→団体の規模や活動内容、地域の実情に沿って、役員の選出方法や任期について、地域で話し合ってみてはどうでしょうか。

Q 2：継者育成への取り組みは、どのようにすればいいですか。

A 2：若い世代が自治会活動へ参加しやすい環境を整えるために、以下のことをご検討ください。

- ・ 会合や行事日程を、若い世代が参加しやすい曜日や時間帯に設定する。
- ・ 役割分担をして、1人当たりの負担を軽減する。
- ・ 様々な世代が参加できるイベントを企画して、活動へ参画してもらう。

→多数の会員が自治会活動にかかわりやすいよう、以下のことをご検討ください。

- ・ 年齢、性別等のバランスのとれた役員構成となるよう努める。
（多様な人材が役員を務め、様々な立場からの意見が交わされることで、自治会活動の活性化につながっていく。）
- ・ 一役員による複数役職の兼務を避けるよう努める。
（多くの住民に役員を務めてもらうことにより、みんなが参加する開かれた団体になる。）
- ・ 規約で役員の任期を適切に定める。
（一定期間で役員交代していくことで、役員メンバーの新陳代謝を高め、新たな考え方、やり方を取り込んでいくことができる。）

Q 3：自治会長として手当をもらっていますが、確定申告は必要ですか。

A 3：報酬という名目で手当をもらっている場合、確定申告の対象となります。ただし、手当が費用弁償の積み重ねである場合は、この限りではありません。

また、自治会長手当の中に交際費や慶弔費などを含めて支給されている場合は、手当とは科目を分けていただくことも一つの方法です。

詳細については、課税課（☎443-9015）にお問い合わせください。

Q 4：自治会内のトラブルを市で解決してもらいたいのですが、市では自治会の指導はできないのですか。

A 4：戦前には区市町村の下部組織として位置づけられた時期がありますが、現在、自治会は自立した任意組織という位置づけです。自治会は、地域住民の方々が自主的・自立的に組織した任意組織であり、法律により設置義務のある組織ではありません。

市が自治会の運営や活動等に立ち入って指導することは、活動の自主性や自立性を阻害することになりますので、自治会内のトラブルについては、内部で十分協議し、解決してください。

Q5：事務量が多くて困っています。

A5：自治会によっては、会長が全ての業務を行うということではなく、役員で分担して対応しているところもあります。また、他市町においては、専任ということではなく、週の何日かに数時間程度のような形で、有償で事務局員を雇っている自治会もあるようです。

Q6：自治会活動と神社の祭りなど、宗教との関わり方についてどのように対応したらよいですか。

A6：神社の祭礼などは、伝統的・文化的行事、共同的娯楽行事の性格があり、有形・無形の文化財の保護・存続に係る活動と考えられます。長い歴史の中で地域と深いつながりがあることも多いと思われませんが、宗教上の理由で協力できない人に対する配慮や、新しく転入してきた人への説明責任を果たし、話し合い、理解を得ることは不可欠です。

Q7：会費を納入してくれない人がいて困っています。

A7：自治会の会費は、会員の皆さんで話し合いのうえ決めるものであり、団体ごとに会費の額や徴収方法は異なります。他の地域から転入された方から「会費が高い」などの意見が出た場合や、会費を納入してもらえない場合には、会費がどういったことに使われているのか、内訳を説明するなどして、理解が得られるように努めてください。また、アパート等の集合住宅に入居している人の会費は、アパートの管理者等に相談するのも一つの方法です。

また、会費の額について定期的に地域の皆さんで話し合うことも大切です。

Q8：広報の配布以外にも、回覧文書が多くて困っています。

A8：広報誌の配布については、自治会と市で委託契約を締結し、業務として配布していただいております。その対価として委託料を自治会にお支払いしています。

しかし、回覧や全戸配布等については、委託契約によるものではなく、無償でご協力いただいています。

急遽市民の皆様へ情報をお伝えする必要があるものや、情報量の問題から広報たかさごだけではお届けできない情報等については、自治会の皆様のご理解とご協力により、回覧等を実施させていただいているところです。

市では、質問のようなご意見もいただいております。自治会に回覧等をお願いする前には、各担当部署において公益性の有無や回覧等の必要性を十分確認するよう依頼しております。今後も、自治会への負担が必要最小限となるように配慮してまいります。

Q9：入会のメリットについて、どのように説明すればいいですか。

A9：自治会に入ること、次のようなメリットが考えられます。

- ・ 地域の中に顔見知りができ、言葉をかけ合える関係が生まれる。
- ・ いざという時に声をかけ合い、助け合える関係が生まれる。
- ・ 地域の中で生きがいや楽しみを見つけることができる。
- ・ 会員が増え、活動が活発になることで、より地域の課題が解決しやすくなる。

近年、全国各地で大地震が発生しており、今後様々な地域における地震の発生が指摘されています。それらを想定し、日ごろから住民同士の助け合いによって迅速な対応ができるよう、防災訓練に取り組む自治会もあります。

大規模な災害発生直後は、行政の支援が間に合わないことも考えられ、災害発生時の初動において、自治会の役割は重要です。また避難所生活を送る際など、同じ自治会の顔見知りがいることで安心感が増すこともあります。

住民から「自治会って何をしているかわからない」、「自治会なんて私には関係ない」などの話があれば、自治会の役割や活動内容等を丁寧に説明し、理解を得られるよう努めていただきたいと思います。

Q10：転入者などに入会を断られて困っています。

A10：自治会は、「地縁に基づく任意団体」であり、クラブ活動や趣味のサークルと同様、地域に住む人たちの自由な意志によって結成された団体であることから、入会の強制はできません。

しかしながら、自治会は、生活に一番身近な自治組織で、「住みよい地域をつくること」を目的に、地域の課題解決や住民同士の交流を進めている団体ですので、そのことを相手の方に伝えてみてはどうでしょうか。団体の目的や活動内容等について説明し、理解を得ていただくよう努めてみてください。

地域には様々な人が生活し、これまでの慣習であっても、時代の流れとともに認識に違いが生じることもあるため、住民に対して十分な説明が必要です。また、他地域からの転入者だけでなく、既に入会している人の中でも、自治会が作られた目的や、こういった活動をしている団体なのかかわからないという人もいます。団体内の透明性をより高めるためにも、会報を作成し、回覧などにより、行事や活動を積極的にお知らせするのも有効です。

Q11：自治会を退会したいとの相談がありました。

A11：自治会は地域の住民で構成する任意の団体であり、自治会への入会は強制されるものではありません。退会に対する嫌がらせなどは自由意志に対する不当な干渉としてトラブルの原因となります。自治会活動について説明するとともに、退会したい理由を聞くなど話し合いを重ねることが大切です。

また、退会の相談があった方に「自治会管理のごみステーションを利用させない」と言ってしまった場合、「退会させないように脅迫された」と思われてしまい、法律に抵触する恐れがありますので、十分に注意してください。

※過去には裁判で、「自治会の入会義務の有無」について争われた例があります。判決の中で、自治会への入会については、本人の自由であることが認められました。（平成 16(受)1742 自治会費等請求事件、平成 17 年 4 月 26 日 最高裁判所第三小法廷 判決 その他 東京高等裁判所）

【認可地縁団体制度について】

Q12：認可地縁団体の申請にはどれくらいの時間が必要ですか。

A12：認可申請することについて、自治会の中でよく話し合っ合意形成することが必要です。申請にあたっては、新たな規約及び構成員名簿の作成、総会の議決等が必要であり、準備に時間を要します。申請までにかかる時間は自治会により様々ですが、おおむね 1 年弱を要していることが多いようです。

Q13：認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A13：市は、自治会が認可に必要な要件を満たしているかどうかを確認するととどまるものであり、市の下部組織とみなすようなことはありません。

Q14：構成員名簿は、世帯主だけでなく世帯員全員を記載する必要がありますか。

A14：地縁による団体の構成員は、世帯単位でなく個人単位となるため、区域に住所を有するすべての個人は、年齢、性別を問わず、すべての人が構成員となることができます。

なお、区域に住所を有するすべての個人を構成員としなくても、その相当数（過半数）の者が構成員となっていることが必要です。

Q15：子どもも入会しなくてはいけないのですか？また、子どもの意思決定はどのように確認するのですか。

A15：入会はいくまで本人（法定代理人＝親権者）の意思です。ただし、その区域に住所を有する個人の過半数以上が構成員となっていることが認可の要件となりますので注意が必要です。

未成年者の表決権の行使は、民法の規定に従って法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

Q16：地縁による団体は、「世帯単位ではなく個人単位を構成員とする」とありますが、世帯単位で表決権を有することができますか。

A 16：世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実体的にも地域社会で認められ、世帯単位での表決権を与えることが合理的であると認められる事項に限り、表決権を世帯単位とすることは可能です。その場合は、規約に「会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。」としておくことが考えられます。

Q17：構成員名簿の内容に変更があった場合、市に届出は必要ですか。

A 17：市へ構成員名簿を提出していただくのは、認可申請時のみです。構成員の変更時に届出の必要はありません。

構成員名簿は、常に事務所に備え置いてください。構成員名簿に変更があった場合には、修正する必要があります。

Q18：不動産等を所有していなくても、認可の対象となりますか。

A 18：過去には、現に不動産を保有している、又は、認可後に不動産等を確実に保有すると認められる場合に限り、認可の対象となっていました。

しかし、第11次地方分権一括法による地方自治法改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になりました。

Q19：認可後の自治会費はどうなりますか。

A 19：認可地縁団体となった後も、従来通り世帯単位で徴収することはできます。会費の徴収は、規約や細則で定めておくことが望ましいです。

Q20：認可地縁団体の印鑑証明書及び認可地縁団体証明書は何に使いますか。

A 20：印鑑証明書は、不動産の登記等で認可地縁団体の印鑑を公に立証するために必要です。

認可地縁団体証明書は、認可地縁団体であることを証明するものであり、銀行での口座開設を行う際等に必要です。

Q21：認可地縁団体となると、法人税の課税対象となるのですか。

A 21：認可地縁団体に係る課税については、認可の前後で変わることはありません。詳しくは、各税のお問合せ先にご相談ください。

高砂市連合自治会事務局（高砂市市民部市民窓口室地域振興課内）

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
（高砂市役所本庁舎2階12番窓口）

TEL 079-443-9006

FAX 079-443-0009